

## 但馬海区漁業調整委員会運営要領

〔平成 7 年 2 月 22 日  
第 382 回但馬海区漁業調整委員会議決〕

## (趣 旨)

第 1 条 この要領は、但馬海区漁業調整委員会の委員の服務、会議、その他運営について、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (委員の服務)

第 2 条 委員は、漁業法第 83 条に規定する事項を処理するため委員会、委員協議会、公聴会、意見の聴取及びその他関連する会議（以下「委員会等」という。）に出席しなければならない。

2 委員の出席の確認は、出席簿により行うものとする。

第 3 条 委員は、委員会等に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長あてに連絡しなければならない。

2 前項の連絡は、事務局あて電話連絡等によりこれに代えることができる。

第 4 条 委員は、病気その他により 1 ヶ月以上にわたり委員としての勤務が 1 日もできないときは、あらかじめ、その理由並びに期間等を会長に届け出なければならない。

## (委員の調査及び報告)

第 5 条 会長は、必要に応じ、委員を指定して特定の事項の調査を依頼することができる。

第 6 条 委員は、前条による事項を処理したとき、又は定例の委員会等をいずれも欠席した月において委員として漁業調整若しくはそのために必要な調査等の活動を行ったときは、別紙 1 の様式又はそれに準じた様式による報告書を会長に提出しなければならない。ただし、軽微な事項については口頭によりこれに代えることができる。

## (委員の配席)

第 7 条 委員会等における委員の配席は、別紙 2 の配席要領に定めるところによる。

## (委員会等の告知期間)

第 8 条 委員会等を開催するときは、その開催期日の 7 日前までに通知又は公示するものとする。ただし、緊急を要する特定事項審議の場合又は委員協議会にあつてはこの限りでない。

## (傍聴者の取扱)

第 9 条 委員会及び公聴会における傍聴者の取扱は別紙 3 のとおりとし、これを会場に掲示するほか、必要に応じ委員会開催通知等に添付して関係団体等に事前通知することができる。

## (小委員会の設置)

第 10 条 委員会は、特別な事項の審議又は調査のために必要があるときは、小委員会を設置することができる。

2 小委員会を設置するときは、委員会に諮るものとし、その委員は委員会の同意を得て会長が指名する。

3 小委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

第11条 小委員会は委員長が招集し議長を兼ねる。委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

2 小委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 小委員会の運営については、委員会規程の定めに準じる。ただし、小委員会は原則として非公開とする。

第12条 小委員会の委員長は、小委員会が審議又は調査した事項について、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けて海区全体の調整を図るものとする。また、必要に応じ当該小委員会に対し、補足の審議又は調査を依頼することができるものとする。

#### (地区協議会等の開催)

第13条 委員会は、特別な事項について海区全体の意見調整を図る過程であらかじめ関係者の意見の聴取又は調査等を行う必要があるときは、地区協議会若しくは業種別協議会等（以下「地区協議会等」という。）を開くことができる。

2 地区協議会等の範囲及び参集者は、委員会又は委員協議会に諮り定めるものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、会長がこれを定めることができる。

3 地区協議会等は会長が招集し、出席委員は会長が指名する。

4 地区協議会等の対象範囲に適切な組織等がある場合には、その組織等に必要とする案件についての招集又は協議を依頼することができる。

第14条 地区協議会等を終了したときは、その結果を次回の委員会又は委員協議会に報告するものとする。

2 前項の報告は、会長が指名した委員又は協議を依頼した組織等の代行者が行うものとする。

3 委員会は、前項の報告を受けて海区全体の調整を図るものとする。また、必要に応じ当該地区協議会等における意見の再聴取又は再調整を行うものとする。

#### (要領の改廃)

第15条 この要領の改廃は、委員会の議決によって行う。

#### 附 則

1 この要領は、平成7年2月22日から施行する。

2 この要領施行により、従前の但馬海区漁業調整委員会委員の服務にかかる内規（昭和54年11月28日施行）は廃止する。

#### 附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。

(別紙1 / 運営要領第6条関係)

年 月 日

但馬海区漁業調整委員会長 様

但馬海区漁業調整委員会  
委員

### 活 動 状 況 報 告 書

下記のとおり、委員としての立場から活動（委員会用務に従事）しましたので報告します。

記

1 月 日 年 月 日

2 事 項

3 内 容

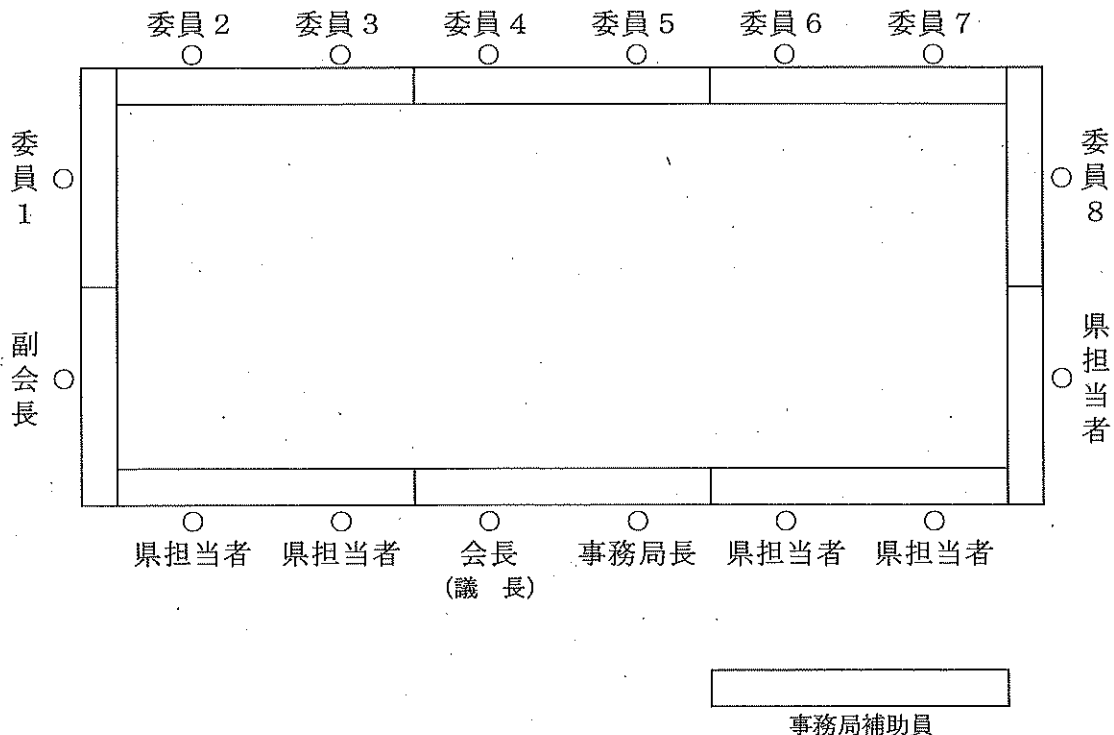
(別紙2 / 運営要領第7条関係)

### 委員の配席決定要領

- 1 委員の配席は任期当初に決定し、以後原則として1年を経過するごとに改めて決定するものとする。ただし、会長及び副会長席は別図の定席とする。
- 2 会長及び副会長以外の委員の配席は、原則として抽選により決定するものとする。
- 3 年度途中において会長及び副会長以外の委員に退任等の異動があったときは、後任委員の就任時期等を考慮の上、会長の指示により配席の振替等臨時的な措置を講ずるものとする。
- 4 年度途中において会長及び副会長に異動があったときは、当該委員席の配席振替又は抽選等により配席を適宜決定する。
- 5 委員の身体的な事情その他会長が特に必要と認めたときは、配席の決定に当たり特別に措置するものとする。

(別紙2 別図)

### 但馬海区漁業調整委員会委員 配席図



(別紙3 / 運営要領第9条関係)

## 傍聴者の注意事項

- 1 傍聴者は、会場受付で傍聴者名簿に氏名、住所、職業、所属団体等を記入してください。
- 2 会場等の都合により傍聴人数を制限することがあります。この場合、1団体で多人数のときは、代表（複数も可）を選んでいただくこともあります。
- 3 次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。
  - (1) 危険物、刃物、棒その他人に危害又は迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯している者
  - (2) プラカード、ビラ類、のぼり、旗、ラッパ、笛及び楽器、拡声器など会議の障害となる物品を携帯している者
  - (3) 酒気を帯びている者及び精神に異常があると認められる者
  - (4) 特別に意味を持った鉢巻、たすき、ヘルメット、衣類等を着用している者
  - (5) その他会議の妨害及び他の傍聴者の迷惑になると認められる者
- 4 傍聴者は係員の指示に従うとともに、次の禁止事項を守ってください。

なお、これに違反する場合は直ちに退場していただきます

  - (1) 案件に対する発言、演説、暴言、その他会議の妨害及び他の傍聴者の迷惑となる発言
  - (2) 放歌、高笑い、拍手
  - (3) 飲食及び飲酒
  - (4) 物品売買
  - (5) 傍聴席以外への入場
  - (6) その他会議の妨害及び他の傍聴者の迷惑となる行為

但馬海区漁業調整委員会運営要領（新旧対照表）

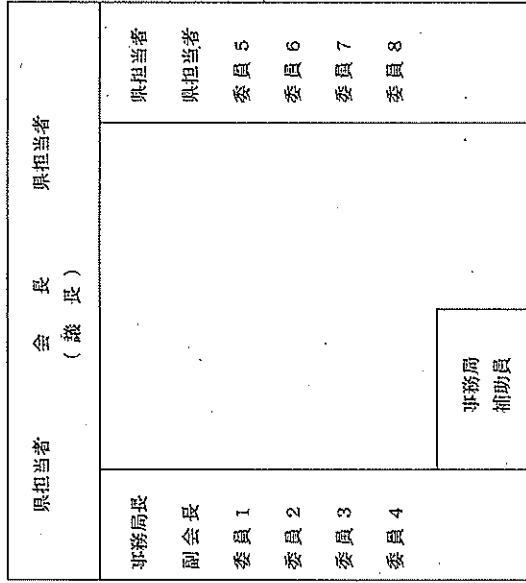
現 行

委員の配席決定要領

- 委員の配席は任期当初に決定し、以後原則として1年を経過することに改めて決定するものとする。ただし、会長及び副会長席は別図の定席とする。
- 会長及び副会長以外の委員の配席は、原則として抽選により決定するものとする。
- 年度途中において会長及び副会長以外の委員に退任等の異動があったときは、後任委員の就任時期等を考慮の上、会長の指示により配席の振替等臨時的な措置を講ずるものとする。
- 年度途中において会長及び副会長に異動があったときは、当該委員席の配席振替又は抽選等により配席を適宜決定する。
- 委員の身体的な事情その他会長が特に必要と認めるときは、配席の決定に当たり特別に措置するものとする。

(別紙2 別図)

但馬海区漁業調整委員会委員配席図



改正案

委員の配席決定要領

- 委員の配席は任期当初に決定し、以後原則として1年を経過することに改めて決定するものとする。ただし、会長及び副会長席は別図の定席とする。
- 会長及び副会長以外の委員の配席は、原則として抽選により決定するものとする。
- 年度途中において会長及び副会長以外の委員に退任等の異動があったときは、後任委員の就任時期等を考慮の上、会長の指示により配席の振替等臨時的な措置を講ずるものとする。
- 年度途中において会長及び副会長に異動があったときは、当該委員席の配席振替又は抽選等により配席を適宜決定する。
- 委員の身体的な事情その他会長が特に必要と認めるときは、配席の決定に当たり特別に措置するものとする。

(別紙2 別図)

但馬海区漁業調整委員会委員配席図

